

伝統的建造物群保存地区 現状変更行為

◎手続きフロー

申請者

- ①市へ建築計画の相談
 - ②申請者と市で現地確認
 - ③市と事前協議
- [提出書類]
- 計画内容がわかる図面等
- ④現状変更行為許可申請書の提出 (1部)

[提出書類]

- 伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可申請書 (第8号様式)
- 配置図
- 平面図
- 立面図
- 現況写真
- その他指定されたもの

※審議会 (年1~2回開催) へかける場合は、すぐに手続きができません。

香取市

- ①現状変更行為許可申請書を受理
- ②現状変更許可通知書 (第9号様式) の交付

建築行為

※現地確認有り

申請者

- ①現状変更行為完了届の提出 (1部)

[提出書類]

- 伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為の完了届出書 (第10号様式)
- 竣工図
- 工事写真
- 竣工写真
- その他指定されたもの